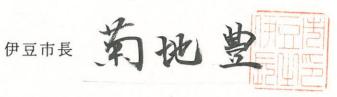
丸島委員提出資料

意 見 書

平成)5年5月27日

法曹養成制度検討会議 殿



記

1 はじめに

私が市長を務める伊豆市は、平成16年4月1日、修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町及び土肥町の4町が合併して誕生した新しい市で、伊豆半島のほぼ中央に位置します。人口は、33,855人(平成25年4月1日現在)であり、そのうち65歳以上は、人口の33.07パーセントにあたる11,197人であり、高齢化が進んでいます。当市では、平成24年12月より日本司法支援センター(法テラス)の常勤弁護士1名の研修派遣を受け入れています。これを踏まえ、地方の自治体における組織内弁護士の有用性及びこれと連携できる地域の一般弁護士の必要性について意見を述べさせていただきます。

2 地方の自治体における組織内弁護士の有用性について

当市は、法テラスから研修派遣された弁護士(以下、研修弁護士といいます。)を総務部総務課行政スタッフとして配置しました。これまで、研修弁護士について、①職員からの業務上の相談に対する法的助言を中心に、②条例の制定・改廃、③職員の研修講師、④選挙事務などに携わらせています。当市としても初めての弁護士研修であり手探りの状態で研修を進めていること、研修弁護士は正規の市職員ではなく、また研修期間の制約を受けることから、当事者(市を代表する者)として交渉行為や契約行為に携わらせておらず、研修弁護士を余さず活用しているとまではいえません。しかし、そのような制約の中でも広範な用途に充てており、自治体には、多岐かつ相当量にわたる、法的な専門性を必要とする、或いは法的専門家の助言が有効な業務が

存在することを実感しています。

自治体は、住民生活に根付いたコミュニティの根幹的組織であり、地域の教育、福祉といった住民生活に密着した業務を中心に、地域の産業振興、インフラ整備に至る幅広い業務を有しています。そのため、職員は、各々の業務において、例えば住民から寄せられた相談や苦情、プロジェクトの推進に必要な種々の契約行為等を端緒に様々な法的問題に直面します。これまで、そのような場合には法律専門家の助言を求めるべきとの発想に至ったとしても、各々の職員にそのような手筈は用意されておらず、法的問題を曖昧にしたまま、当該案件についての経験等により対応せざるを得ないとするのが実情であったように思われます。

しかし、この研修により、研修弁護士が職員として同じ庁舎内にいる環境が構築され、職員が法律専門家に法的助言を求めることなどができるようになりました。そして、この助言等を端緒に、その案件の法的問題点を整理し、必要な関係機関・部署と連携して対応を協議するなど、迅速に適切な対応をとることができるようになり、業務のクオリティは目に見えて向上したと思われます。

このように自治体の業務に法律専門家が関与することにより、直接的に業務のクオリティが向上するほか、間近に弁護士がおり、その検討方法等に触発されることにより、職員ひいては自治体全体の法務政策能力が向上することも期待されます。今回の研修では、研修弁護士が毎週、主査・主任級の勉強会を開催しています。そこでは、業務に関する意見交換や顕在化した法的問題の検討などを行っており、この取り組みを通じて職員の意識が向上してきているように感じられます。

このように、自治体に法律専門家が内勤することは、行政サービスのクオリティを高め、自治体全体の能力を高めるための、極めて有用な方法の一つと考えます。

3 地域の一般弁護士の必要性について

(1) 一方、市民の多様な法的ニーズにきめ細かく対応するためには、 地域に住民の代理人となることのできる弁護士が必要であること を改めて感じています。

当市には、弁護士が1名しかおらず、隣接する沼津支部のある沼 津市には76名いるものの、伊豆の国市は1名、伊東市は2名(う ち1つは、弁護士がいない、または少ない地域において、日弁連等 の支援を受けて開設・運営される法律事務所の弁護士です。)、東伊 豆町、河津町、西伊豆町は0人です。このように当市も例に漏れま せんが、地方の比較的小規模の自治体においては、弁護士がいない、 又はごく少数しかいないところが大半です。そのような地域では、 弁護士は、距離的なこともありますが、日常生活で接触することも ないため、心理的に極めて敷居の高い存在であり、住民の相談・苦 情は、まず当該自治体に集中する傾向があります。しかしながら、 自治体に持ち込まれた相談・苦情について、自治体は中立的な立場 で助言を紹介することはできますが、一方当事者の利益のために活 動することはできません。自治体の組織内に弁護士がいたとしても 直接住民の利益のために活動することは困難で、依頼者へのきめ細 やかな対応や最終的な解決のためには、住民に寄り添う市井の弁護 士が必要なのです。更なる発展形としては、自治体(更には自治体 の組織内弁護士)と地域の弁護士が恒常的に連携することで、より 迅速に住民の法的ニーズに応えることも可能になると思われます。

(2) また、大規模災害に備えた危機管理の観点からも、地域に弁護士が所在することが望ましいと考えています。

東日本大震災発生後、被災地では、高台移転等に伴う不動産の売買の問題、自宅が崩壊したことに伴う二重ローンの問題、津波被害等による相続の問題、企業が活動を停止し、或いは縮小したことに伴う解雇・雇い止めの問題、原子力発電所の事故に伴う損害賠償の問題などの多くの法的問題があらわになりました。被災地である東北沿岸部は、もともと弁護士がいない地域が多く、地域の弁護士会や法テラスの協力を得て、弁護士がその地に出張して、これらのニーズに対処していると聞いています。

当市が所在する静岡県東部の大規模災害予測でも、東海地震の発生確率は88パーセントとされ、土肥地区の津波予測高は11.1 メートルとされています。また、当市では、ほぼ毎年のごとく記録的大雨が発生しており、これら大規模災害に対する種々の備えが不可欠です。仮に大規模災害が発生した際には、莫大な規模の法的問 題が勃発することは、東日本大震災の例を見れば明らかですが、そのような際に、地域に弁護士がいるかいないかで住民の安心感が異なることは明らかです。

(3) このように、自治体の組織内弁護士と連携して住民に寄り添い、その法的ニーズに応えることができ、有事の際は地域の専門家として活躍できる一般弁護士は、自治体としても是非必要と考えます。

4 結論

- (1) 以上のとおり、自治体の職員としての弁護士の存在は、自治体の個別具体的な業務の遂行に寄与するだけでなく、職員の法務政策能力の向上という長期的な人材育成の観点からも自治体に大きく貢献できます。また、市民にとっても、自治体への相談を通じて法的問題と認識されていなかったものが認識されるなど、迅速に適切なサービスの提供を受けることができるようになる端緒になるもので、極めて有用です。
- (2) また、地域の専門家として活躍できる一般弁護士は、自治体としても是非必要です。

日本弁護士連合会は、2012年3月の司法サービスの全国展開と充実のための行動計画において、「人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村に法律扶助の契約弁護士が少なくとも1名以上常駐する体制を目指し、かつ、法テラス、自治体等と連携して、民事法律扶助の事件受任ができる体制を整備する。」と取りまとめています。

まさに、この「人口3万人以上の市町村」には、当市も該当するところ、今後、弁護士が自治体において任期付職員として一層活用されることが期待されるとともに、弁護士過疎・偏在対策をしている日本弁護士連合会と法テラスが共同して、弁護士過疎地域・偏在解消対策地区に弁護士を置くことの施策を推進することを期待します。

以上